（本號十面）　（明治廿五年五月廿九日　第三種郵便物認可）　明治二十五年五月二十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社より直接に購讀スル者ノ右定價ノ外に一箇月十三錢の遞送料を申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上	六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日限		
一行	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものあり是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社説信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

東京市の水道と監獄費

東京市中に水道の不完全なるは夙に衛生家の注意する所となり數年の間、種々様々の議論の末いよ〳〵改良のみとに決して之が爲めに市公債一千萬圓を募り其内六百五十萬圓を以て水道工事の費用に充てんとて既に第一回の募集も首尾能く行はれて將さに工事に着手せんとする其折柄、市中の有志家と稱する或る部分の人々が頓に反對を首唱して水道の中止説を説き近日に至りては漸く勢力を増して市會に於ても或は中止説の多數を占ひ可き事情なきに非ずと云ふ抑も市中の水道は二百年前の工事にして水の供給には差支なきが如くなれども木製箱樋の構造粗にして管中に汚穢物の浸入を防ぐに足らざるのみか年月の間には樋の木も釘も腐敗して上水は漏れ出し惡水は染込み名は上水にして實は下水に異ならざるものあり固より其筋にては常に修繕に怠らざるやうなれども數百町の延長・此處を繕へば彼處に破れ、隨て新にして又隨て腐朽し到底手の行屆く可き限りに非ず故に市内百何十萬の人民は產れて惡水の初生湯に浴し長じて惡水を飲み惡水を使用し其衛生上に害せらるゝ害毒は實に恐るべき次第にして一朝コレラ等の流行に際し府下に限りて死亡の多きを見ても水毒の證據明白なるを知る可し或は實際の害毒を別にしても水の清濁は人生の情に感ずること少々ならず足を洗ふにも清きを擇ぶの常なるに現在の水道にては上流の一雨怒ち滿市の水を濁らしめ直に飲む可らざるは無論、風呂の湯にも一度び淀さゞれば用を爲す可らず雨敗さりて水漸く澄み先づ雖有しと云ふまもなく又雨に逢ひ梅雨の時節あやは市中堀井を除くの外に一滴の清水を見るに由なし不愉快不自由も亦甚だしと云ふ可し左れば東京に水道改良の要は之を衛生上の學理に照らし又人生自然の情に訴へても至急の急にして一日を猶豫す可らざるの今日なるに其中止説を唱へて之に應ずる者あるは何ぞや他に一言の理由とてはなく唯ふの新工事の爲めに六百五十萬圓の大資金を費して之を償却せんには年々の水税即ち市債償却の負擔に堪へず東京市の市費と言ふの外なし此言決して妄誕にわらず東京市の市費は年々歳々增加して際限なきが如くなれば市區改正と云ひ公園設置と云ひ凡そ是等の工事に緩急を見計らひ市民の肩を休む可きは勿論なれども俗に云ふ脊に腹は換へられぬの諺に洩れず人生の必要空氣光線に等しき水の惡しきを知りながら鏡の爲めに其改良を中止せんとは市民は鏡の貴きを知りて生命の大切なるを忘れたる者なりと評せらるゝも辨解に辭なかる可し我輩の感服せざる所なり

然りと雖も鏡は鏡なり鏡の乏しきに至りては殆んど一命にも易へ難き場合なきにあらざれば我輩は必ずしも酷に中止論者を咎めずして爰に一案を呈せんに論者は眞正面に水道の中止を論ずるよりも彼の監獄費國庫支辨の議案を贊成して議場に通過せしむるの工風ふそ素志を達するの捷徑なれと我輩の竊に信ずる所なり監獄は日本國全體の罪人の爲めに設けたるものなれば其費も亦國民全體の負擔即ち國庫の支辨にして當然のみとなるに今日の制度にて特に之を某府某縣に設置して一切の費用を其府縣民に負擔せしむるのみとは不公平の次第なれ現に東京府の監獄費の如きも年々增加して明治二十四年度は四十七萬二千餘圓、二十五年度は三十二萬六千餘圓にして今後尙ほ增すとあるも減ずるのみとはなかる可き樣子なれば今彼の國庫支辨の議案を通過せしむるとき府民は三十四萬圓の負擔を免かれて局部より見れば恰も意外の金を僥倖したるものに異ならず依て此僥倖を出來なきものと觀念して水道費の償却に廻はしたらば市民は特に一錢銭を出さずして上水の澤に浴するを得べし六百五十萬圓の市債に六分利を拂ふ其高三十九萬なるも恐るゝに足らず尙ほ此上に工事既に成れば水税の收入も少なからずして六百五十萬圓の元利は數年の中に皆濟し次第に積金の增殖するに從て市民は終に無代價の水を用ゐるの日もある可し偶ま金に窮して偶ま金を得たり實に監獄費國庫支辨の議案ふそ東京市の爲めに千載一遇の仕合せなれば此處は水道中止論者も心事を一轉して消極的の姑息論を改め進んで取る方針に力を盡して餘處なから彼の議案の通過に聲援せざる可らず殊に國會議場には市民の利害を代表する議員もあるはずなれば八方に同意の人を求めて多數を制し此僥倖を空ふせずして撰擧者を滿足せしめんふと我輩の敢て勸告する所なり

官報

○大藏省告示第二十六號

宇都宮本金庫ヲ本月三十日河内郡宇都宮町大字宇都宮鍛冶町ヘ移ス

明治二十五年五月二十八日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○佛國政海の近況　を窺ふに今の共和政府は武將軍の氣焰を鎭壓して暫らく無事なりしが今後到底永くは其平穩を保つ能はざるべしと思はるゝ所あり如何となれば過激共和黨と温和黨は以前動もすれば衝突せしにも拘はらず武將軍主義の燼なりし間は暫らく一致したりしが近頃に至りては盛んに其舊怨を再興したればなり過激黨クレマンソー氏の一派は前下院に於ては百名の黨員議員を有したるに似ず今の下院に於ては六十八名を有するに過ぎざれども左れども尙ほ三十名の武將軍黨其他多少の保守黨員と合して内閣を顚覆するには充分の力あり蓋し下院議員凡そ六百名の内に僅か六十八名の一黨派は到底勢力を揮ふみと能はざるべしと思ふものもわらんかなれども彼等は常に温順なるを以て其名を顯はしたるにあらず彼等は其數相當の發言權を有すと思ふのみならず今日の境合に於ては三倍の多數なる温和黨をも左右するみとを得べしと信ぜり今のルーヤー氏の内閣が信任投票を求めし時に當りて其一味の人々は過激黨の反對を恐れたれども彼等は却て其豫想に反對して贊成を表したり左れども温激二派の間は近頃大に懸隔して明年總撰擧の後一面目を改ひるにあらざれば到底一致するみとなかるべしと思はるゝに至れり

激派が温和黨を敵視する一原因は同黨の齋教を保護する傾きあるを好まざるものなり抑も齋教は過る千八百一年ナポレオン一世と羅馬法王の間の條約によりて佛國の國教と定り佛國政府は法王の承諾を經て寺院の高等僧官を任命し之に對して若干の權力を有する代りに他の僧侶と同じく規定の俸給を支給する事となりたり然るに近年に至り其組織を改革するに付ては寺院其他之に附屬する財產は僧侶を寺院の代表者として之に屬すべきものか或は又政府へ返還すべきものかに付き議論を生じ過激黨は政府に返還するを相當とし其所有權は政府に在りと云ひ僧侶其他之に一味の議員は之に反對し中には已等の官職をさへ承認さるゝならば改革に左袒すべしと云ふものもあり詰り議論は只だ二派に分れたれども僧侶に味方するものは事を曖昧の中に存して無事を計らんが爲め又温和黨は僧侶の激昂を來さんみとを恐れて共に改革に反對したれば議院内に於ても其贊成者多數を占め尙ほ院外にては一層の多數を以て之に應ぜり茲に於て議論次第に沸騰し其間に羅馬法王は大僧正ラヴィギリー氏の仲裁説に贊成を表したるみと等あり所在の寺領と羅馬との間に人の往復屢々にてナポレオン帝の時の條約を破るに至れり其條約に據れば僧官は政府の許可を經ずして寺領を離るゝ能はざる筈なるに僧正グレノーブル氏は無斷にて羅馬に赴むきたる爲め數部卿の質問を受け其答書に付て取調べを受け遂に罰金を科せられたり茲に於て高僧の中に現共和政府を怨むもの多く外務卿リボー氏の請によりて法王みれを仲裁し回章を發して彼等の共和政府に二心なからんみとを忠告しければ齋教徒も之を承諾して今まで過激黨と協同せし王政黨を分離し共和政府に服するに至れり是れ過激黨の最も好まぬ所にしてクレマンソー氏の一派は大に激昂したれども併し平生氏と共に運動するものにても既に今日に至りては氏の云ふ所を贊成せざるものも少からず否假令ひ悉く贊成せずと云ふ程には至らずとも其云ふ所を遮せしむるは政機運轉の妙も國威を發揚すべき良策にあらざるが如し

斯く政治問題の屬々起る其の好惡あり是も亦政府の變閣員の中最も特色あるを内にあらずして銳意熱心に武士が其勢力を得たるは强にあらずして銳意熱心に武士が政府にして殆んど一人も武將軍黨、王政黨及び帝政黨の多數に人望を得たる所以なり尤も過激黨及びしては氏を敬愛するものあり氏、リボー氏、ルーヴィエー氏、ルーヴィエー氏は絶望の人にあらず次回ばず大統領カルノー氏も亦氏の日あるみとなれば或はせしむるの機會來るも知るべし

○軍艦製造費刪除、豫算委員第五十七條に依り同院の豫算委員は徹せざりし人々は委員會のしたり其要は左の如し

海軍省所管

第一款　軍艦製造費

第二項　廿五年度起業軍艦製造費

右は民黨の主張する處にして須峰造、福田久松、千葉碩太春文衛、伊東祐賢、内藤利志澄、改野耕三、立石寛司、中の十七氏なり

○郡制改正法案特別審査委員撰擧

丹後　直平　菊地

立入　奇一　新井

井上彦左衛門　本山

○特別審査委員長及理事委員長及理事は左の通り當撰せり

委員長　菊地

理事　直平　立入　奇一　井上彦左衛門

○中央交渉會の協議員を變ずる由にて既に其起草紙に記載せしが今度また協會中同會に關する一切の交り即ち其人々は左の如し

曾禰　荒助　渡邊

佐藤　昌蔵　南山

○自由黨の代議士總會　黨事務所に於て代議士及政黨に凡て六十餘名出席し板垣伯に向ひ我黨の代議士は議會場に出席し能く規律に從ひ全ふせざる可らず云々の議場に出席し能く規律に從ひ全ふせざる可らず云々の